

多賀城市…台風 19 号に関する生活関連情報

発行：令和元年 10 月 18 日 ❖ 多賀城市役所 ☎022-368-1141（代）

相談窓口の開設

時間 平日 8 時 30 分～17 時

場所 市役所 2 階市民相談室内 内線 238、239

動産（車、家財道具など）の「り災届出証明書」の発行

台風 19 号により、動産（車、家財道具など）に被害があった場合は、被害の届出があったことを証明する「り災届出証明書」の発行ができます。

保険請求など各種手続きが必要な方は、市民課記録係で申請ください。

対象 多賀城市内で被害を受けた動産（車、家財道具、事業用資産など）

交付申請できる方 所有者（または同世帯の方）

交付申請に必要な物 認め印

問い合わせ 市民課記録係 内線 143、145

被災家屋調査および家屋の「り災証明書」発行

台風 19 号により被災した家屋（住家、非住家）の「り災証明書」を希望する方は、市職員が調査・判定を行いますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

判定の結果により「り災証明書」の発行が可能となります（証明書の発行は市民課で申請してください。）

発行時期などについては、決まり次第、市ホームページや広報多賀城でお知らせします。

判定にはお時間をいただく場合がありますので、各種手続きにり災証明書が必要な方は、早めに調査を依頼ください。

また、被害発生から時間が経過すると、被害状況が不明確となり正確な判定ができなくなる場合があります。

※被害発生直後の状況を写真に収めるなど、被害状況の把握にご協力ください。

問い合わせ 税務課固定資産税係

内線 154～156、市民課記録係内線 143・145

私有地に流入した稲わら

私有地に流入した稲わらは、市で回収しますので、自宅前の道路（通行の支障にならない箇所）もしくは、敷地内にまとめて集積をお願いします。順次回収を行います、「周囲の稲わらが回収されたのに、自分が出した稲わらが回収されていない。」という場合は、以下の担当までご連絡ください。

なお、ごみ袋が必要な方は、市役所 2 階生活環境課で配布いたします。

問い合わせ 生活環境課リサイクル推進係
内線 234～236

災害廃棄物（家財・家電）

台風 19 号に伴う豪雨により自宅が浸水し、家財・家電などが濡れて廃棄物が発生した場合は、市が収集を行いますので以下の担当課までご連絡ください。

問い合わせ 生活環境課リサイクル推進係
内線 234～236

消毒用石灰の配布

配布場所

・多賀城市役所 6 階健康課

平日 9 時～17 時（平日 17 時以降および土曜日・日曜日は本庁舎 1 階警備員室へ）

・山王地区公民館 ☎368-6192

開館日の 9 時～17 時

・大代地区公民館 ☎364-8442

開館日の 9 時～17 時

配布数 1 世帯 1 袋まで（1 袋 20 キログラム）

※数には限りがあります。事前に配布場所に問い合わせてください。

散布時の注意 長袖、マスク・ゴム手袋・ゴーグルを着用してください。

※発火する可能性がありますので、稲わらには消石灰をかけないでください。

問い合わせ 健康課成人保健係
内線 611～613

消石灰の使用方法

【使用方法】

消毒対象	調整方法	使用方法
戸外・床下	そのまま使用	水がひいてから、床下や土にまんべんなくふりかける。風通しをよくして乾燥させる。

※稲わらには消石灰をかけないでください。発火する可能性があります。

【取り扱いの注意】

- 取り扱いには、長袖、長ズボンを着用し、めがね・マスク・ゴム手袋等を使用し、皮膚や目につかないように注意しましょう。
- 水洗トイレ、浄化槽には散布しない。
- 皮膚についた場合は、大量の水と石鹼でよく洗い流します。
- 目に入った場合は、水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けましょう。